

牧之原市社協ケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会が開設する牧之原市社協ケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理者に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、地域包括支援センターとの連携、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

2 事業所は、市町村から委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 牧之原市社協ケアプランセンター
- (2) 所在地 牧之原市静波479番地2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 4名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。（ただし祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。法定代理受領の場合は介護保険から支払われます。(交通費を除く。)

- (1) 介護支援専門員は、課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- (2) 課題分析にあたっては利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を把握するものとする。
- (3) 標準課題分析項目を具備したアセスメントシートを充分活用し課題分析を行うものとする。
- (4) 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該居宅サービス計画について利用者・家族に説明し同意を得て、利用者及びサービス担当者に交付し、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (5) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更や更新、区分変更の認定をうけた場合などには、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を共有し、担当者から専門的な見地の意見を求めるものとする。
- (6) 居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- (7) 居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (8) 実施状況の把握(モニタリング)にあたっては、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者とは面接を行い、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録するものとする。
- (9) 利用者がその居宅において日常生活が困難になったと認める場合または及びその家族が介護保険施設等への入院・入所を希望する場合には、介護保険施設等の紹介その他便宜の提供を行うものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援の要した交通費は、その実費を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10 k m未満 500 円

(2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10 k m以上 500 円+1 km増す毎に 100 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は牧之原市の区域とする。

（緊急時における対応方法）

第8条 介護支援専門員は訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（高齢者虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他の運営に関する重要事項）

第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年12回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会と事業所の管理との協議に基づき定めるものとする。

附則 この規程は、平成17年10月11日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 5月30日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年10月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成23年10月11日から施行する。

この規程は、平成29年11月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 10月1日から施行する。